



登録方法は?

草加市公式LINE・草加お知らせメール・草加市公式Twitterの

登録・フォローの手順は次のとおり。

おすすめは、LINE または お知らせメールのいずれか1つを登録 + Twitterフォローです!

草加市公式LINE

LINEアプリから

「@city_soka」
でID検索か
QRコードで
友だち登録



メニュー
届く情報を
えらぶ
を押して
URLへアクセス

配信カテゴリ
を選択して
登録完了

草加お知らせメール

「t-soka@sg-p.jp」
へ空メールを送信



送られてきた
メールのURLへ
アクセス

配信カテゴリ
を選択して
登録完了



草加市公式Twitterアカウント

■ユーザー名 @city_soka

■URL
https://twitter.com/city_soka



もしもの時のために、電話やメールだけでなく、複数の手段で
情報入手できるようにしておきましょう。

2011年に発生した東日本大震災では、TwitterなどのSNSが
情報取得ツールとして活躍しました。
草加市以外にもTwitterで、信頼できる
機関のアカウントをあらかじめ
フォローしておくこともおすすめです。

- 気象庁防災情報 (@JMA_bousai)
- Twitterライフライン など。
(@TwitterLifeline)



問広報課 ☎922-0549 ☎922-3041

令和4年9月1日・令和5年4月1日採用 市立病院新規採用職員募集

問市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211

- 試験日 6月4日(土)
- 試験内容 論文・面接、一般教養は社会福祉士のみ
- 採用日 令和4年9月1日または同5年4月1日
- 職種・受験資格等

職種	受験資格等	採用人数
看護師	既卒 昭和52年4月2日以降生まれで、看護師免許を有する人	10人程度
	新卒 昭和62年4月2日以降生まれで、令和5年3月31日までに看護師免許を取得見込の人	10~15人程度
社会福祉士	平成4年4月2日以降生まれで、社会福祉士の資格を有する人または令和5年3月31日までに取得見込の人	若干名

☎5月26日(木) (消印有効) までに市立病院 (同病院ホームページからも入手可)、市職員課、各サービスセンターで配布する試験申込書を〒340-8560市立病院経営管理課へ郵送。

草加川柳地区・草加西部地区 コミュニティプランの策定に 向けた地区別懇談会

問都市計画課 ☎922-1802 ☎922-3145

✉toshikeikaku@city.soka.saitama.jp



草加川柳地区 草加西部地区

住んでいる地区のまちづくりを語り合う地区別懇談会を開催します。いずれも時間は午後6時30分~9時。対象は各地区に関わりのある人。定員各40人。今回のテーマは「まちに必要なこと・やりたいことを出し合おう」。以降のテーマは問い合わせてください。

■草加川柳地区 (会場は川柳文化センター)

5月29日(日)、8月4日(木)、10月7日(金)、令和5年1月20日(金)

■草加西部地区 (会場は氷川コミセン)

6月3日(金)、8月5日(金)、10月14日(金)、令和5年2月3日(金)

☎氏名・住所・年代・電話番号・メールアドレス・興味があるテーマ・所属団体等を都市計画課へ。ファクス、メール(QRコード)も可。

自分や家族、地域を守るために家の耐震化を! 住宅の耐震診断・耐震改修費用 の一部補助

問建築安全課 ☎922-1958 ☎922-3148

市では、地震による被害を最小限にするため、住宅の耐震診断と耐震改修に要した費用の一部を補助しています。

■対象者

市内に建物を所有し、自ら1年以上居住している個人(マンションは管理組合等)。所有者が複数の場合は全員の同意が必要です。

■対象となる住宅・分譲マンション

昭和56年5月31日以前に建築確認を受け工事に着手したもの。

■注意点

- ・事前の申請が必要です。既に耐震診断または耐震改修の契約が済んでいる場合は申請できません。
- ・耐震改修の場合は、市税完納、施工業者の要件などがあります。
- ・完了後、令和5年3月1日(水)までに実績報告書の提出が必要です。

■既存住宅の耐震診断補助

補助対象	補助金額
木造(在来工法)2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅または長屋住宅の耐震診断	診断費用の2分の1以内の額で、上限は住戸の戸数に5万円を乗じた額
分譲マンション(区分所有している共同住宅)	簡易診断 診断費用の2分の1以内の額で、上限10万円 耐震診断(公的機関等の判定を受けたもの) 診断費用の2分の1以内の額が住戸の戸数に5万円を乗じた額のいずれか少ない額で、上限100万円

■既存住宅の耐震改修補助

補助対象	補助金額
木造住宅一般耐震改修 【対象物件】木造(在来工法)2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅または長屋住宅で、耐震診断の結果、総合評価が1.0未満と判定された建築物 【対象工事】基礎、壁の補強、屋根の軽量化等の改修を行い、総合評価が1.0以上となる改修	改修費用の23%で上限30万円。ただし、以下の場合は最大55万円。 ・今年度中に補助を利用する場合は、改修費用の2.5%で上限5万円割増 ・補助対象者が65歳以上の場合、20万円割増
木造住宅簡易耐震改修 【対象物件】木造(在来工法)2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅または長屋住宅で、耐震診断の結果、総合評価が1.0未満と判定された建築物 【対象工事】総合評価が1.0を満たさなくても安全性の向上が見込める右記の改修	次のいずれか。 ・耐震シェルターを設置する費用の23%で上限20万円 ・屋根の葺き替えを行い、屋根を軽量化する費用の23%で上限20万円 ・安全な空間の確保が見込める寝室等の補強に要する費用の23%で上限10万円 ※2つ以上同時に行う場合は上限20万円
分譲マンション耐震改修 【対象物件】マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1号に規定する延床面積1000㎡、3階建て以上の耐火または準耐火建築物のマンションで、耐震診断の結果、構造耐震指標I _s 値が0.6未満と判定された建築物 【対象工事】改修によりI _s 値が0.6以上となり、改修設計の安全性を公的機関等が適正と認めた改修	改修に要した費用の23%で上限200万円。

無料 図面をもとに簡易診断(現地調査なし)

☎平面図や間取り図を用意し、電話で建築安全課へ。